

水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険の提案

—「海岸管理における保険制度研究会」の成果報告—

港湾海岸防災協議会事務局
池田 薫

1. まえがき

港湾海岸防災協議会では、港湾海岸関係の課題及び防災関係の課題を調査研究するため、元国土交通省港湾局海岸・防災課長の梶原康之氏を座長とする研究会を立ち上げています。平成29年度から「海岸利用による地域活性化検討会」と「海岸管理における保険制度検討会」の二つの研究会を設け、検討を進めています。

このうち、「海岸管理における保険制度検討会」では、これまでに2回の検討会を開催し、水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険について検討しました。以下、検討の成果と傷害保険の提案について述べます。

2. 水門・陸閘の操作を委託する場合の傷害保険

東日本大震災において、水門・陸閘等の操作に従事した多くの方が犠牲となったこと等を踏まえ、海岸関係省庁は、平成25年に「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」を設置し、「現場操作員の安全最優先の操作・退避ルールの明確化」及び「管理委託のあり方」を検討しました。それを受けて、平成27年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂しました。また、平成27年には、「水門・陸閘等の安全か

つ適切な管理運用の促進に関する検討委員会」を設置し、水門・陸閘等の操作等委託契約標準案をとりまとめるとともに、現場操作員まで確実に操作・退避ルールを浸透させるため、海岸管理者等の委託者が操作規則等の内容を現場操作員と相互確認すること等をガイドラインに盛り込みました。

この検討委員会では、水門・陸閘の操作を委託する場合の傷害保険についても検討しています。その中で、委託を受けた側の操作者が

- 市町村職員の場合：公務災害となり、地方公務員災害補償法の対象となる
- 消防団員の場合：公務災害となり、「消防団員等公務災害補償責任共済」の対象となる
- 民間企業労働者の場合：労働災害となり、「労働者災害補償保険法」の対象となる

のに対し、自治会等の個人の場合は傷害保険の適用がなく、自治会等の個人操作者に対する傷害保険が必要、との結論になっています。

3. 水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の業務の実態

海岸管理における保険制度検討会では、静岡県交通基盤部港湾企画課長の木村尚之氏と高知県土木部港湾・海岸課長の依岡隆氏（平成30

年度からは小森雅彦氏に交代）にもメンバーとして参画いただきました。このため、まず静岡県と高知県について、水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の業務の実態を調査しました。

(1) 静岡県の事例

静岡県では、水門・陸閘の操作を県自ら行う他、市町村に委託している場合があります。県が市町村に委託するもののうち、111基について、市町村が自治会に再委託しています。すなわち、県が自治会に直接委託している事例はありません。

県と市町村の間では管理委託のための協定・契約を結んでいます。委託する業務内容は、防災のための水門・陸閘の操作の他、月1回の定期点検、防災訓練での操作確認なども含んでいます。

委託はすべて有償で、県は管理委託費を支払っています。

自治会員の最大稼働人数（1日の中で、業務に従事する人数が最も多い時点の人数）は73人です。



静岡県 土肥港(大藪1号陸閘)

(2) 高知県の事例

高知県では、水門・陸閘の操作を県自ら行う他、県が市町村に委託する場合、県が市町村に委託してさらに市町村が自治会に再委託している場合、県が直接、自治会に委託する場合、県が消防団に委託する場合などがあります。

県が管理委託する場合は、いずれの形態でも協定・契約を結んでいます。委託する業務内容は、防災のための水門・陸閘の操作の他、月1回の定期点検も含んでいます。

管理を委託している水門・陸閘は690基です。

そのなかで自治会員の最大稼働人数は193人です。

また、高知県では、水門・陸閘の操作に当たる自治会員等に対し、傷害保険をかけています。



竹島川排水機場

4. 傷害保険の提案

海岸管理における保険制度検討会では、保険制度の専門家として、三井住友海上火災保険株式会社の公務開発部開発室課長代理の河原林祐貴氏にもメンバーとして参画いただき、傷害保険の検討を行いました。

水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合であっても、海岸管理者が一義的に責任を持っていることから、傷

表1 水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険の保険料の試算結果

保険金額	500万円	1,000万円	3,000万円
1名あたりの保険料単価	2,650円	5,300円	15,900円
自治会操作者の1日あたりの最大稼働人数100人の場合の保険料	265,000円	530,000円	1,590,000円

(注)三井住友海上火災保険㈱の試算による

害保険についても海岸管理者が契約者となるという整理をしました。つまり、どのような委託の流れであっても、自治会に管理委託する場合には、海岸管理者が傷害保険の費用を負担することになります。

被保険者すなわち保険金受取人は、自治会の水門・陸閘操作者となります。

傷害が発生した場合の保険金は、保険会社から、直接、水門・陸閘の操作者に支払われます。

年間活動日数(保険の用語では「通算短期率」と呼びます)は、30日以内としています。検討会では、年間活動日数を15日以内とするケースも検討しましたが、実態の日数を考慮して30日以内としました。

保険料は、「1名あたりの保険料」×「1日あたりの最大稼働人数」となります。1名あたりの保険料は、傷害保険の算定方法に基づいて試算したところ、表1のとおりとなります。すなわち、保険金額を500万円とした場合、1名あたりの保険料は2,650円です。仮に1日あたりの最大稼働人数を100名とすると、年間の保険料は26万5,000円となります。また、保険金額を3,000万円とした場合、1名あたりの保険料は15,900円です。同じく1日あたりの最大稼働人数を100名とすると、年間の保険料は159万円となります。保険金額の設定額は、契約者の意向により、柔

軟に対応できます。

操作者が死亡した場合、保険金は法定相続人の代表者に支払うことになります。具体的には、他の法定相続者全員からの委任状を受けた代表者(主に配偶者や長男・長女)に保険金のご請求をいただき、指定の口座に振り込むことになります。

また、死亡保険金については、第三者(都道府県等)が保険料を負担している場合に該当することから、贈与税が課税されます。死亡保険金以外の保険金については、課税の対象となりません。

なお、傷害保険とは別に、約定履行費用保険により見舞金を支払う制度も考えられますが、手続きに時間を要する、見舞金という趣旨から、見舞金の上限が500万円程度であり、高額な補償の設定が困難なため、検討から除外しました。

5. おわりに

港湾海岸防災協議会では、上記のような傷害保険の提案について、今後、広報していきたいと考えています。傷害保険をかけることなく自治会に水門・陸閘の操作を委託している海岸管理者には、傷害保険の実施をご検討ください。